

給水装置施行基準 新旧対照表

令和5年10月1日改定

倉敷市水道局

第13章 3階建て建物への直結直圧式給水

1. 目的

3階建て建物への直結直圧式給水（以下「3階直結給水」という。）は、直結式給水の範囲を拡大することにより、受水槽式給水における貯水槽等の衛生問題の解消、その他給水サービスの向上を図ることを目的とする。

2. 適用要件

(1) 対象建物

戸建て建物及び共同建物等で水理計算により給水可能な建物とする。

(2) 分岐対象配水管

① 戸建て建物の場合は、近接する消火栓において、記録式水圧計により連続72時間計測した配水管最小動水圧が0.2MPa以上確保された、φ75mm以上の配水管とする。ただし、3階へ瞬間湯沸器等の水圧を必要とする器具を設置する場合は、配水管最小動水圧が0.25MPa以上確保された、φ75mm以上の配水管とする。

② 共同建物等の場合は、配水管最小動水圧が0.25MPa以上確保された、φ100mm以上の配水管とする。ただし、管網が整備され、配水管最小動水圧が0.25MPa以上で安定している場合は、φ75mmから分岐することができる。

(3) 分岐給水管

配水管からの分岐は、配水管より小さい口径とする。

(4) 給水栓高さ

3階給水栓の高さは、分岐位置道路面から8.5m以下とする。

(5) 給水方式の併用

受水槽式給水及び直結増圧式給水との併用は認めない。

(6) その他条件

第6項の3階直結給水許可一覧表による。

第13章 3階建て建物への直結直圧式給水

1. 目的

3階建て建物への直結直圧式給水（以下「3階直結給水」という。）は、直結式給水の範囲を拡大することにより、受水槽式給水における貯水槽等の衛生問題の解消、その他給水サービスの向上を図ることを目的とする。

2. 適用要件

(1) 対象建物

戸建て建物及び共同建物等（18戸以下）で、水理計算により給水可能なものとする。ただし、ワンルームマンション等で使用水量が少ないと認められる共同建物等の場合は、24戸以下で水理計算により給水可能なものとする。

(2) 分岐対象配水管

① 戸建て建物の場合は、近接する消火栓において、記録式水圧計により連続72時間計測した配水管最小動水圧が0.2MPa以上確保された、φ75mm以上の配水管とする。ただし、3階へ瞬間湯沸器等の水圧を必要とする器具を設置する場合は、配水管最小動水圧が0.25MPa以上確保された、φ75mm以上の配水管とする。

② 共同建物等の場合は、配水管最小動水圧が0.25MPa以上確保された、φ100mm以上の配水管とする。ただし、管網が整備され、配水管最小動水圧が0.25MPa以上で安定している場合は、φ75mmから分岐することができる。

(3) 分岐給水管

配水管からの分岐は、φ50mm以下とする。

(4) 給水栓高さ

3階給水栓の高さは、分岐位置道路面から8.5m以下とする。

(5) 給水方式の併用

受水槽式給水及び直結増圧式給水との併用は認めない。

(6) その他条件

第6項の3階直結給水許可一覧表による。

改正

P.75

5. 水道メーター設置基準

水道メーター設置にあたっては、「第6章 水道メーター」を参照すること。

6. 3階直結給水許可条件一覧表

	戸建て建物		共同建物等	ワンルームマンション
給水戸数	1戸		水理計算による	
配水管最小動水圧	0.2MPa以上	0.25MPa以上	0.25MPa以上	
配水管口径	φ75以上		φ100mm以上(条件によりφ75mmで可)	
給水管分岐口径	配水管より小さい口径とする			
メーター口径	φ25mm以上		1階…φ20mm以上	1階…φ13mm以上
			2階…φ20mm以上	2階…φ13mm以上
			3階…φ20mm以上	3階…φ20mm以上
メーター下流給水管口径	φ25mm以上		1階…φ20mm以上	1階…φ13mm以上
			2階…φ20mm以上	2階…φ13mm以上
			3階…φ25mm以上	3階…φ25mm以上
同時使用水栓数	15栓以下…3栓		10栓以下…2栓	6栓以下…1栓
	16栓以上…別途計算		11栓以上…別途計算	7栓以上…別途計算
3階への瞬間湯沸器等水圧の必要な器具の設置	不可	別途計算	可	
3階給水栓使用時の残存水圧	考慮しない	0.03MPa以上	0.03MPa以上	

注1) 1階及び2階のメーター口径とメーター下流給水管口径は、同一口径でなければならない。

注2) 使用水量の多い器具を設置する場合は、別途計算しなければならない。

注3) 圧力の必要な器具(必要水圧0.05MPa以下の器具に限る。)を設置する場合は、必要水圧を加味しなければならない。

注4) 団地給水等における給水本管から3階直結給水を計画する場合は、別途協議が必要。

現行

P.75

5. 水道メーター設置基準

水道メーター設置にあたっては、「第6章 水道メーター」を参照すること。

6. 3階直結給水許可条件一覧表

	戸建て建物		共同建物等	ワンルームマンション		
給水戸数	1戸		18戸以下	24戸以下		
最小動水圧	0.2MPa以上	0.25MPa以上	0.25MPa以上			
配水管口径	φ75以上		φ100mm以上(条件によりφ75mmで可)			
給水管分岐口径	φ50mm以下					
メーター口径	φ25mm以上		1階	φ20mm以上	1階	φ13mm以上
			2階	φ20mm以上	2階	φ13mm以上
			3階	φ20mm以上	3階	φ20mm以上
メーター下流給水管口径	φ25mm以上		1階	φ20mm以上	1階	φ13mm以上
			2階	φ20mm以上	2階	φ13mm以上
			3階	φ25mm以上	3階	φ25mm以上
同時使用水栓数	15栓以下	3栓	10栓以下	2栓	6栓以下	1栓
	16栓以上	別途計算	11栓以上	別途計算	7栓以上	別途計算
3階への瞬間湯沸器等水圧の必要な器具の設置	不可	別途計算	可			
3階給水栓使用時の残存水圧	考慮しない	0.03MPa以上	0.03MPa以上			

注1) 1階及び2階のメーター口径とメーター下流給水管口径は、同一口径でなければならない。

注2) 使用水量の多い器具を設置する場合は、別途計算しなければならない。

注3) 圧力の必要な器具(必要水圧0.05MPa以下の器具に限る。)を設置する場合は、必要水圧を加味しなければならない。

改正

P.76

(2) 共同建物等の計画使用水量算定

- ① 1戸当たりの給水栓数が10栓以下の場合は、同時使用栓数を2栓とし、各給水栓の計画使用水量は17ℓ/minと10ℓ/minとする。
- ② 1戸当たりの給水栓数が11栓以上の場合は、同時使用を考慮した給水用具数を使用するものとし、計画使用水量は次のとおりとする。

総給水用具数	同時使用給水用具数	計画使用水量
11～15	4	第5章(表5-3、又は表5-4)による

注) 15栓を超える場合は、別途協議を要す。

(3) ワンルームマンションの計画使用水量算定

- ① 1戸当たりの給水栓数が6栓以下の場合は、同時使用栓数を1栓とし、計画使用水量は17ℓ/minとする。
- ② 1戸当たりの給水栓数が7栓以上の場合は、同時使用を考慮した給水用具数を使用するものとし、計画使用水量は次のとおりとする。

総給水用具数	同時使用給水用具数	計画使用水量
7～10	3栓	第5章(表5-3、又は表5-4)による

注) 10栓を超える場合は、別途協議を要す。

- (4) 共同建物等における同時使用水量は、給水戸数と同時使用率により同時使用戸数を定めることとし給水本管上流側の1階給水から減じることとする。ただし、共用栓(散水等)は、戸数に計上しないものとする。

総戸数	1～3	4～10	11～20	21～30
同時使用戸数率(%)	100	90	80	70
総戸数	31～40	41～60	61～80	81～100
同時使用戸数率(%)	65	60	55	50

- (5) 給水管の摩擦損失水頭は、ウェストン公式による。

- (6) 計算方法は、「第7章 給水装置の実施設計」に準ずる。

現行

P.76

(2) 共同建物等の計画使用水量算定

- ① 1戸当たりの給水栓数が10栓以下の場合は、同時使用栓数を2栓とし、各給水栓の計画使用水量は17ℓ/minと10ℓ/minとする。
- ② 1戸当たりの給水栓数が11栓以上の場合は、同時使用を考慮した給水用具数を使用するものとし、計画使用水量は次のとおりとする。

総給水用具数	同時使用給水用具数	計画使用水量
11～15	4	第5章(表5-3、又は表5-4)による

注) 15栓を超える場合は、別途協議を要す。

(3) ワンルームマンションの計画使用水量算定

- ① 1戸当たりの給水栓数が6栓以下の場合は、同時使用栓数を1栓とし、計画使用水量は17ℓ/minとする。
- ② 1戸当たりの給水栓数が7栓以上の場合は、同時使用を考慮した給水用具数を使用するものとし、計画使用水量は次のとおりとする。

総給水用具数	同時使用給水用具数	計画使用水量
7～10	3栓	第5章(表5-3、又は表5-4)による

注) 10栓を超える場合は、別途協議を要す。

- (4) 共同建物等における同時使用水量は、給水戸数と同時使用率により同時使用戸数を定めることとし給水本管上流側の1階給水から減じることとする。ただし、共用栓(散水等)は、戸数に計上しないものとする。

戸数	1～3	4～10	11～20	21～24
同時使用戸数率(%)	100	90	80	70

- (5) 給水管の摩擦損失水頭は、ウェストン公式による。

- (6) 計算方法は、「第7章 給水装置の実施設計」に準ずる。

改正

P.79

(2) 共同建物等 21 戸 (各戸給水栓 10 栓以下) の場合

- ① 1 戸当たりの計画使用水量
給水栓口径 φ 13mm × 1 栓 17ℓ/min + φ 10mm × 1 栓 10ℓ/min の 27ℓ/min
- ② 残圧 3.0m
- ③ 給水栓高さ 3階 8.5m
2階 5.5m
1階 1.5m
- ④ 配水管土被り 1.2m
- ⑤ 同時使用戸数率 70% (総戸数より算出)
 $21 \text{戸} \times 70\% = 14.7 \approx 15 \text{戸}$
- ⑥ アイソメ図の作成
- ⑦ 水理計算

区 間	流量 (ℓ/min)	口径 (mm)	動水勾配 (%) A	延長 (m) B	損失水頭 (m) C=A*B/1000	立上げ高 (m) D	所要水頭 (m) E=C+D	備 考
給水栓①	17	13	給水用具の損失水頭		1.60		1.60	第5章 (表5-6)
①〜イ	17	13	421	1.0	0.42	1.00	1.42	
イ〜ロ	17	20	59	2.0	0.12		0.12	
ロ〜ハ	27	20	133	3.0	0.40		0.40	
ハ〜ニ	27	25	48	10.0	0.48	7.50	7.98	
計							11.52	
ニ〜ホ	27	20	133	1.0	0.13	0.60	0.73	
水道メーター	27	20	133	11.0	1.46		1.46	第5章 (表5-8)
止水栓	27	20	133	2.0	0.27		0.27	
分水栓	27	20	133	2.0	0.27		0.27	
計							2.73	
ホ〜ヘ	81	50	13	5.0	0.07		0.07	
ヘ〜ト	135	50	32	5.0	0.16		0.16	
ト〜チ	189	50	58	5.0	0.29		0.29	
チ〜タ	243	50	91	15.0	1.37		1.37	
計							1.89	
①〜タ							16.14	
給水栓②	17	13	給水用具の損失水頭		1.60		1.60	第5章 (表5-6)
②〜リ	17	13	421	1.0	0.42	1.00	1.42	
リ〜ヌ	17	20	59	2.0	0.12		0.12	
ヌ〜ル	27	20	133	3.0	0.40		0.40	
ル〜マ	27	25	48	10.0	0.48	7.50	7.98	
計							11.52	
マ〜ワ	27	20	133	1.0	0.13	0.60	0.73	
水道メーター	27	20	133	11.0	1.46		1.46	第5章 (表5-8)
止水栓	27	20	133	2.0	0.27		0.27	
分水栓	27	20	133	2.0	0.27		0.27	
計							2.73	

現 行

P.79

(2) 共同建物等 18 戸 (各戸給水栓 10 栓以下) の場合

- ① 1 戸当たりの計画使用水量
給水栓口径 φ 13mm × 1 栓 17ℓ/min + φ 10mm × 1 栓 10ℓ/min の 27ℓ/min
- ② 残圧 3.0m
- ③ 給水栓高さ 3階 8.5m
2階 5.5m
1階 1.5m
- ④ 配水管土被り 1.2m
- ⑤ 同時使用戸数率 80%
 $18 \text{戸} \times 80\% = 14.4 \approx 14 \text{戸}$
- ⑥ アイソメ図の作成
- ⑦ 水理計算

区 間	流量 (ℓ/min)	口径 (mm)	動水勾配 (%) A	延長 (m) B	損失水頭 (m) C=A*B/1000	立上げ高 (m) D	所要水頭 (m) E=C+D	備 考
給水栓①	17	13	給水用具の損失水頭		1.60		1.60	第5章 (表5-6)
①〜イ	17	13	421	1.0	0.42	1.00	1.42	
イ〜ロ	17	20	59	3.0	0.18		0.18	
ロ〜ハ	27	20	133	2.0	0.27		0.27	
ハ〜ニ	27	25	48	10.0	0.48	7.50	7.98	
計							11.45	
ニ〜ホ	27	20	133	1.0	0.13	0.60	0.73	
水道メーター	27	20	133	11.0	1.46		1.46	第5章 (表5-8)
止水栓	27	20	133	2.0	0.27		0.27	
分水栓	27	20	133	2.0	0.27		0.27	
計							2.73	
ホ〜ヘ	81	50	13	5.0	0.07		0.07	
ヘ〜ト	162	50	44	5.0	0.22		0.22	
ト〜チ	216	50	76	5.0	0.38		0.38	
チ〜リ	270	50	110	5.0	0.55		0.55	
リ〜ヌ	324	50	154	5.0	0.77		0.77	
ヌ〜ル	378	50	205	8.0	1.64	0.60	2.24	
計							5.44	
全所要水頭 11.45 + 2.73 + 5.44 = 19.62m 接合・分岐の安全率 (全所要水頭の 10%) 19.62 * 0.1 = 1.96m 残圧 3.0m よって、19.62 + 1.96 + 3.0 = 24.58mとなる $24.58 * 0.1 * 0.098 = 0.24 \text{MPa} < 0.25 \text{MPa}$								
給水可								

改正

P.80

ワ～カ	54	40	18	5.0	0.09		0.09	
カ～ヨ	108	40	61	5.0	0.31		0.31	
ヨ～タ	162	40	127	5.0	0.64		0.64	
計							1.04	
②～タ							15.29	

①～タの所要水 16.14m > ②～タの所要水頭 15.29m

よって、タ地点での所要水頭は 16.14m となる。

タ～レ	405	50	230	8.0	1.84	0.6	2.44	
計							18.58	

全所要水頭 $11.52 + 2.73 + 1.89 + 2.44 = 18.58\text{m}$

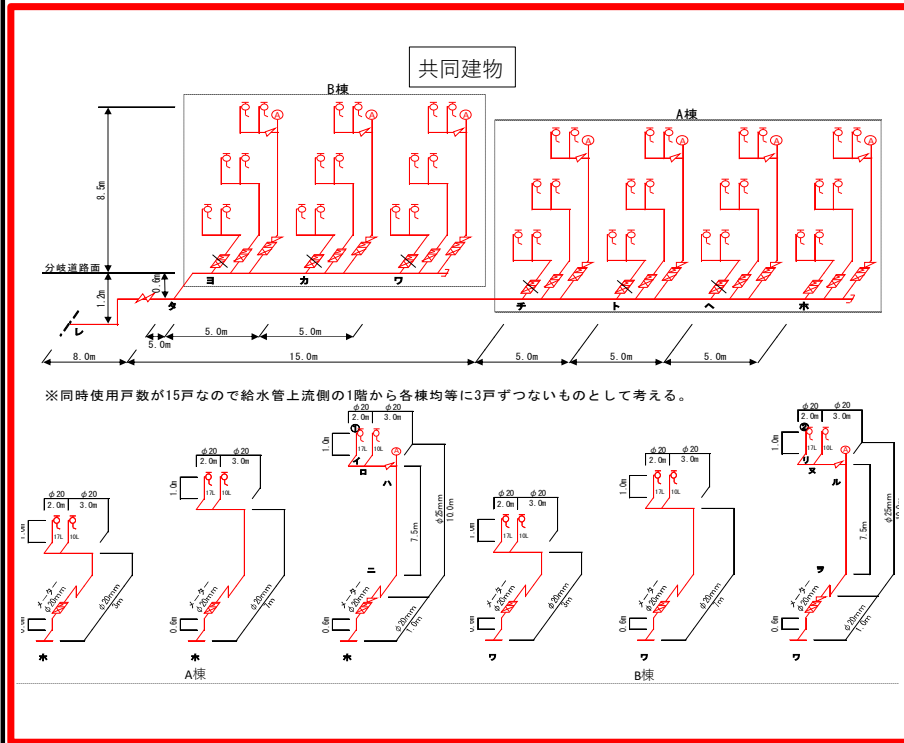
接合・分岐の安全率 (全所要水頭の10%) $18.58 * 0.1 = 1.86\text{m}$ 残圧 3.0m

よって、 $18.58 + 1.86 + 3.0 = 23.44\text{m}$ となる

$23.44 * 0.1 * 0.098 = 0.23 \text{ MPa} < 0.25 \text{ MPa}$

給水可

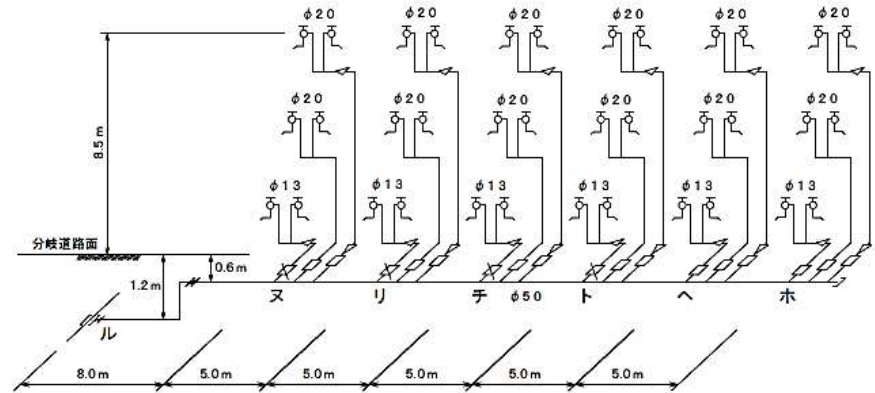
現行



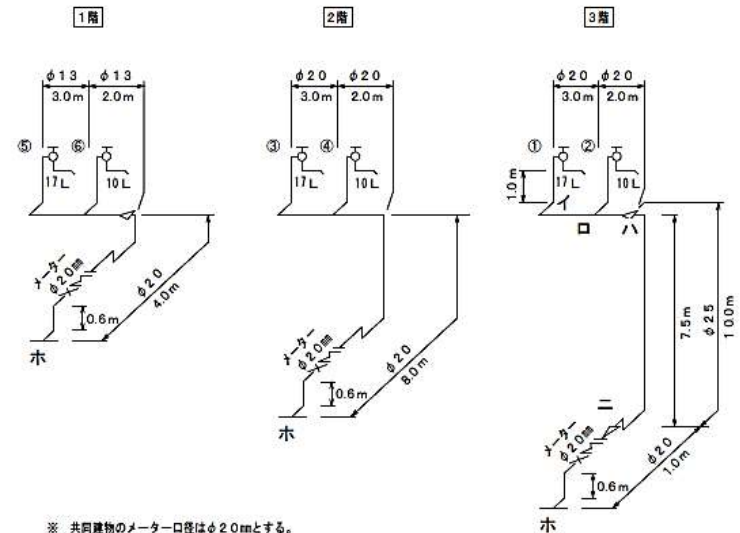
※同時使用戸数が15戸なので給水管上流側の1階から各棟均等に3戸ずつないものとして考える。

※参考アイソメ図の変更

共同建物



同時使用戸数が14戸なので給水管上流側の1階から4戸ないものとして考える。



※ 共同建物のメーター口径はφ20mmとする。

※ 共同建物の同時使用枚数は2枚とする。(17L/分-φ13mm, 10L/分-φ10mm)

改 正

P.84

第14章 直結増圧式給水

1. 目的

直結増圧式給水は、直結式給水の範囲を拡大することにより、受水槽式給水における貯水槽等の衛生問題の解消、その他給水サービスの向上を図ることを目的とする。

2. 適用要件

- (1) 対象建物
 - 使用圧力0.75MPa以下の増圧装置で給水ができる住宅用及び事務所ビルとする。又、建物階数は10階程度とする。
- (2) 分岐対象配水管
 - 近接する消火栓において、記録式水圧計により連続72時間計測した配水管最小動水圧が0.2MPa以上確保されたφ100mm以上φ350mm以下の配水管とする。ただし、管網が整備され、配水管最小動水圧が0.2MPa以上で安定している場合は、φ75mmまたはφ100mmから分岐することができる。
- (3) 分岐給水管
 - 配水管からの分岐は、φ25mm以上φ75mm以下とする。
- (4) 給水方式の併用
 - 1 建物において2方式までとする。ただし、受水槽式給水及び3階直結給水との併用は認めない。
- (5) その他条件
 - 第6項の直結増圧式給水許可一覧表による。

3. 事前協議

直結増圧式給水の申し込みをしようとする者は、申し込みの1ヶ月前までに「直結増圧式給水に関する協議書」を2部提出し協議しなければならない。

添付書類は、次のとおりとする。

- * 協議書（水道局様式）
- * 位置図（住宅地図）
- * 建物平面図
- * 立体配管図（着色）
- * 水理計算書
- * 増圧装置カタログ
- * メーターバイパスユニットカタログ
- * 参考資料（器具類損失水頭直管換算表等の根拠資料）
- * 各種試験結果報告書（受水槽式給水設備からの切替えの場合）

現 行

P.83

第14章 直結増圧式給水

1. 目的

直結増圧式給水は、直結式給水の範囲を拡大することにより、受水槽式給水における貯水槽等の衛生問題の解消、その他給水サービスの向上を図ることを目的とする。

2. 適用要件

- (1) 対象建物
 - 使用圧力0.75MPa以下の増圧装置で給水でき、1日の使用水量が50m³未満である住宅用及び事務所ビルとする。又、建物階数は10階程度とする。
- (2) 分岐対象配水管
 - 近接する消火栓において、記録式水圧計により連続72時間計測した配水管最小動水圧が0.2MPa以上確保されたφ100mm以上φ350mm以下の配水管とする。ただし、管網が整備され、配水管最小動水圧が0.2MPa以上で安定している場合は、φ75mmから分岐することができる。
- (3) 分岐給水管
 - 配水管からの分岐は、φ25mm以上φ50mm以下とする。
- (4) 給水方式の併用
 - 1 建物において2方式までとする。ただし、受水槽式給水及び3階直結給水との併用は認めない。
- (5) その他条件
 - 第6項の直結増圧式給水許可一覧表による。

3. 事前協議

直結増圧式給水の申し込みをしようとする者は、申し込みの1ヶ月前までに「直結増圧式給水に関する協議書」を2部提出し協議しなければならない。

添付書類は、次のとおりとする。

- * 協議書（水道局様式）
- * 位置図（住宅地図）
- * 建物平面図
- * 立体配管図（着色）
- * 水理計算書
- * 増圧装置カタログ
- * メーターバイパスユニットカタログ
- * 各種試験結果報告書（受水槽式給水設備からの切替えの場合）

6. 直結増圧式給水許可一覧表

建物用途	住宅用、事務所ビル		
建物階数	10階程度		
使用圧力	0.75MPa以下		
配水管最小動水圧	0.2MPa以上		
配水管口径	φ100mm以上 (条件によりφ75mmでも可)		φ150mm以上 (条件によりφ100mmでも可)
給水管分岐口径	φ25mm以上 φ50mm以下		φ75mm
分岐口径による最大給水戸数 (共同建物等)	φ25mm 4戸以下	φ40mm 27戸以下	φ50mm 52戸以下 φ75mm 177戸以下
水道メーター	メーターバイパスユニット (水道局指定)		
メーター下流側給水管口径	メーター口径と同一		
増圧装置の呼び径	メーター口径と同一、又はそれ以下		

注) 分岐口径による最大給水戸数は、水理計算により決定される。

6. 直結増圧式給水許可一覧表

建物用途	住宅用、事務所ビル		
建物階数	10階程度		
使用圧力	0.75MPa以下		
1日使用水量	50m未満		
配水管最小動水圧	0.2MPa以上		
配水管口径	φ100mm以上 (条件によりφ75mmでも可)		
給水管分岐口径	φ25mm以上 φ50mm以下		
分岐口径による最大給水戸数 (共同建物等)	φ25mm 4戸以下	φ40mm 27戸以下	φ50mm 52戸以下
水道メーター	メーターバイパスユニット (水道局指定)		
メーター下流側給水管口径	メーター口径と同一		
増圧装置の呼び径	メーター口径と同一、又はそれ以下		

注) 分岐口径による最大給水戸数は、水理計算により決定される。

改 正

P.88

器具類損失水頭の直管換算表

(単位：m)

種別 口径	分水栓	メーター	逆止弁 (単式)	逆止弁 (スイング 式)	減圧式 逆流防止器
φ 25mm	3.0	15.0	5.0	2.0	35.0
φ 40mm	5.9 (1.0)	26.0	8.0	3.1	62.0
φ 50mm	5.9 (1.0)	35.0	9.0	4.0	74.0
φ 75mm		30.0		5.7	

注1) 分水栓の () 数値は、弁付不断水丁字管である。

注2) この表は一般的な器具の直管換算値を参考としており、水理計算にあたっては実際に使用する器具の直管換算値を確認し用いること。

現 行

器具類損失水頭の直管換算表

(単位：m)

種別 口径	分水栓	メーター	逆止弁 (単式)	逆止弁 (スイング式)	減圧式 逆流防止器
φ 25mm	3.0	15.0	5.0	2.0	35.0
φ 40mm	5.9 (1.0)	26.0	8.0	3.1	62.0
φ 50mm	5.9 (1.0)	35.0	9.0	4.0	74.0

注) 分水栓の () 数値は、弁付不断水丁字管である。

2. 適用要件

(1) 受水槽式の採用条件

- * 災害時、事故等による水道の断減水時にも、水の確保が必要な場合。
- * 一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいつきなど、直結式給水にすると配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。
- * 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。
- * 薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水質を汚染するおそれのある場合。
- * 中高層建物に給水する場合。
- * その他管理者が必要と認めるもの。

(2) 給水方式の併用

3階建て建物への直結直圧式給水及び直結増圧式給水との併用は認めない。

3. 事前協議

受水槽式給水の申し込みをしようとする者は、申し込みの1ヶ月前までに「受水槽式給水に関する協議書」を2部提出し協議しなければならない。

添付書類

- * 協議書（水道局様式）
- * 位置図（住宅地図）
- * 受水槽容量計算書（水道局様式）
- * 水理計算書
- * 建物平面図
- * 配管系統図（着色）
- * 貯水槽の材質及び構造図
- * 揚水ポンプの形式・揚水量等
- * 満減水警報等の電気配線図

2. 適用要件

(1) 受水槽式の採用条件

- * 災害時、事故等による水道の断減水時にも、水の確保が必要な場合。
- * 一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいつきなど、直結式給水にすると配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。
- * 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。
- * 薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水質を汚染するおそれのある場合。
- * 中高層建物に給水する場合。
- * その他管理者が必要と認めるもの。

(2) 給水方式の併用

3階建て建物への直結直圧式給水及び直結増圧式給水との併用は認めない。

3. 事前協議

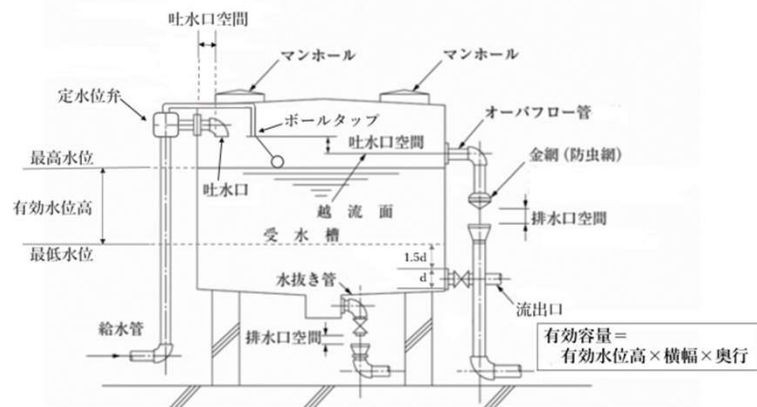
受水槽式給水の申し込みをしようとする者は、申し込みの1ヶ月前までに「受水槽式給水に関する協議書」を2部提出し協議しなければならない。

添付書類

- * 協議書（水道局様式）
- * 位置図（住宅地図）
- * 水理計算書及び受水槽容量計算書
- * 建物平面図
- * 配管系統図（着色）
- * 貯水槽の材質及び構造図
- * 揚水ポンプの形式・揚水量等
- * 満減水警報等の電気配線図

改 正	現 行
<p style="text-align: right;">P.96</p> <p>(3) 汚染防止</p> <p>① 受水槽の天井、底、又は周壁は、受水槽の外部より衛生上有害な物質の流入、浸透の危険を排除するため、建築物の床版や外壁等と兼用することはできない。</p> <p>② 受水槽の流入管には、逆流防止のための吐水口空間を確保しなければならない。</p> <p>③ 受水槽には、埃その他衛生上有害な物質が入らないよう、オーバーフロー管及び通気のための装置を有効に設けなければならない。オーバーフロー管は、流入水量を十分に排出できる管径とし、その排水口は、間接排水とするため開口しておくこと。この開口部には、オーバーフロー管の有効断面積を縮小したり、排水時の障害がないような金網等を取り付けなければならない。また、通気装置に金網等を取り付ける場合は、通気のために必要な有効断面積が縮小され、通気装置の機能を低下させないよう注意しなければならない。ただし、有効容量が2 m³未満の受水槽では、オーバーフロー管で通気が行われるため通気装置は不要である。</p> <p>④ 受水槽は、水槽内の水が滞留し停滞水が生じることがないように、受水槽の流入口と揚水口を対称的な位置に設けなければならない。また、受水槽が大きい場合は、有効な導流壁を設けることが望ましい。</p> <p>5. 受水槽の容量</p> <p>(1) 受水槽の有効容量とは、受水槽の最高水位と最低水位との間の構造上使用可能な水量とする。</p> <p>(2) 受水槽の有効容量は、計画1日使用水量の1/2以上、1日分以下とする。</p> <p>(3) 高置水槽の有効容量は、計画1日使用水量の1/8以上、1/4以下とする。</p> <p>(4) 高置水槽を設置しない場合の受水槽容量は、高置水槽容量を加えた受水槽容量とする。</p> <p>(5) 消火用水槽との兼用 水質保全のため、原則として別水槽とすること。やむを得ず兼用する場合、受水槽の有効容量は全貯水量が計画1日使用水量以下とすること。</p>	<p style="text-align: right;">P.95</p> <p>(3) 汚染防止</p> <p>① 受水槽の天井、底、又は周壁は、受水槽の外部より衛生上有害な物質の流入、浸透の危険を排除するため、建築物の床版や外壁等と兼用することはできない。</p> <p>② 受水槽の流入管には、逆流防止のための吐水口空間を確保しなければならない。</p> <p>③ 受水槽には、埃その他衛生上有害な物質が入らないよう、オーバーフロー管及び通気のための装置を有効に設けなければならない。オーバーフロー管は、流入水量を十分に排出できる管径とし、その排水口は、間接排水とするため開口しておくこと。この開口部には、オーバーフロー管の有効断面積を縮小したり、排水時の障害がないような金網等を取り付けなければならない。また、通気装置に金網等を取り付ける場合は、通気のために必要な有効断面積が縮小され、通気装置の機能を低下させないよう注意しなければならない。ただし、有効容量が2 m³未満の受水槽では、オーバーフロー管で通気が行われるため通気装置は不要である。</p> <p>④ 受水槽は、水槽内の水が滞留し停滞水が生じることがないように、受水槽の流入口と揚水口を対称的な位置に設けなければならない。また、受水槽が大きい場合は、有効な導流壁を設けることが望ましい。</p> <p>5. 受水槽の容量</p> <p>(1) 受水槽の有効容量は、計画1日使用水量の1/2以上、1日分以下とする。</p> <p>(2) 高置水槽の有効容量は、計画1日使用水量の1/8以上、1/4以下とする。</p> <p>(3) 高置水槽を設置しない場合の受水槽容量は、高置水槽容量を加えた受水槽容量とする。</p> <p>(4) 消火用水槽との兼用 水質保全のため、原則として別水槽とすること。やむを得ず兼用する場合、受水槽の有効容量は全貯水量が計画1日使用水量以下とすること。</p>

14. 受水槽設置例



(図16-1) 受水槽設置例

※参考図の追加